

# 地域応援クーポン券事業 申請受付要領

地域応援クーポン券事業

申請受付要領

## 1. 概要・申請要件

### 目的

商店街などの団体内店舗で利用できるクーポン券付きチラシを作成し、店舗への設置及び近隣地域に配布することで、地域内の消費喚起及び地元商店等の支援に繋げ、市内全域で地域ごとの盛り上がりを誘発し、市内経済の活性化を図るもの。

### 参加団体要件

以下のいずれかに該当する団体であること。

- 市内商工団体
- 市内商店街団体
- 10以上の事業者からなる任意団体

※複数の団体が共同で実施することも可とする。

### 参加店舗要件

一般消費者がクーポン券を利用できる店舗であり、申請団体に加盟している店舗であれば原則として対象とするが、複数の申請団体に重複して登録はできない。

ただし、団体に加盟している店舗であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、又は当該営業にかかる同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている場合は対象外とする。

また、任意団体内の申請店舗を経営する事業者については以下の要件を満たすこと。

- ✓ 事業に参加する商工団体又は商店街団体内の申請店舗を経営する事業者でないこと。
- ✓ 資本金等の額が5,000万円以下、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が100人以下の法人、個人事業主であること。

### 申請方法

本事業は団体が店舗を取りまとめて申請します。そのため、商工団体・商店街団体に加盟している店舗は自身が加盟している団体が本事業に参加するか確認の上、団体に【地域応援クーポン券事業店舗登録申請書】を提出してください。

なお、団体に加盟していない店舗等については、10以上の事業者からなる任意団体を構成すれば申請が可能です。

# 2. 事業の流れについて

## 事業の流れ

No	内容	期間	イメージ図
1	申請団体は事業に参加する店舗を募り、参加店舗を取りまとめた上で実行委員会に申請します。	12/6～12/22	<p>参加店舗を取りまとめた申請</p>
2	実行委員会は店舗情報とクーポン券がセットになっているチラシを団体ごとに作成・印刷します。	申請後～1/14	
3	実行委員会から店舗に直接クーポン券付きチラシや換金グッズ等を送付します。	1月下旬	
4	団体の近隣地域等に対して、クーポン券付チラシを新聞折込で配布し、利用を促すとともに、店舗にもクーポン券付チラシを設置して来店者に利用いただきます。	近隣地域への折込は2/1	
5	消費者はチラシにあるクーポン券を切り取り、団体内の店舗で利用します。	2/1～2/28	
6	店舗はクーポン券利用枚数を直接実行委員会に報告し、換金は実行委員会から各店舗に対して直接支払います。	3/1～3/10	

## 3. 申請期間、クーポン券概要

### 参加団体申請期間

**令和3年12月6日（月）から12月22日（水）まで [当日消印有効]**

申請書類は団体が事業に参加する店舗を取りまとめた上で、上記期間内に事務局に郵送で提出してください。

なお、各店舗が団体に提出する期限は12/22よりも早い可能性があります。各団体の提出期限については、団体からの通知をご確認ください。

### 申請書類

- 地域応援クーポン券事業 **団体**登録申請書
- 地域応援クーポン券事業 **店舗**登録申請書（参加店舗分）
- 団体の規約（10以上の事業所からなる任意団体の場合のみ）
- 団体の構成員名簿（10以上の事業所からなる任意団体の場合のみ）

※申請書類はP.5に記載の「**地域応援クーポン券事業事務局**」まで郵送にて提出ください。

### クーポン券の利用期間

**令和4年2月1日（火）から2月28日（月）まで**

### クーポン券の内容

- クーポン券の額面は500円です。
- 申請団体ごとに登録店舗情報が掲載されたクーポン券付きチラシを作成します。
- クーポン券は申請団体内の参加店舗でのみ利用が可能です。

### クーポン券の配布枚数

1店舗につき、店舗設置用としてクーポン券付きチラシを50枚配布します（1月下旬予定）。また、団体内店舗数×150枚を実行委員会と団体で決定する近隣地域等に新聞折込にて配布します。

※事業に参加する店舗数が想定を超えた場合には、近隣地域配布分の150枚を減らして配布する場合があります。予めご了承ください。

### クーポン券の店舗分配布方法

配布方法及び配布者については、店舗に一任しますが、特定の者に複数枚渡すことはできません。

#### 〇〇商店街PRチラシ (クーポン券付き)

<b>A店</b> ・業種 ・住所 ・電話番号	<b>B店</b> ・業種 ・住所 ・電話番号
<b>C店</b> ・業種 ・住所 ・電話番号	<b>D店</b> ・業種 ・住所 ・電話番号

税込み1,000円以上の  
買い物で利用できる  
500円クーポン券

**500円券**

## 4. クーポン券概要、各遵守事項

### クーポン券の利用方法

- クーポン券はその場の会計で利用できる500円券で、税込み1,000円以上の買い物をした場合に支払代金の500円分として利用できます。
  - ① 消費者が新聞折込のチラシに添付されたクーポン券を持参した場合
  - ② 持参していないが、店舗に設置されたクーポン券を使ってもらう場合どちらでも利用可能です。
- 残り金額の支払い方法については、現金・クレジットカード・キャッシュレス決済による支払い等、店舗に一任します。

### クーポン券の利用対象にならないもの

- 国や地方公共団体等への支払（税金、電気・都市ガス・水道料金等の公共料金、ゴミ指定収集袋・粗大ごみシール等）
- 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払
- インターネットや通販などによる買い物に対する支払
- 生命保険料・損害保険料等、金融商品の支払
- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- その他実行委員会が決めるもの

### 登録団体の遵守事項

- 事業内容等について、実行委員会と協力して参加店舗へ情報提供等を行うこと。
- 長野県暴力団排除条例および長野市暴力団排除条例を遵守すること。
- 実行委員会と適切な連携体制を構築し、定められた要領等を遵守して事業を実施すること。

### 登録店舗の遵守事項

- クーポン券の現金化はできません。
- 登録店舗であることを示すポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- 他団体のクーポン券については、利用を拒否すること。また、他団体のクーポン券については換金できません。
- 利用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る前に偽造されたものその他不正があるものでないかを確認すること。紙質や色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに実行委員会まで報告すること。
- 長野県暴力団排除条例および長野市暴力団排除条例を遵守すること。
- 実行委員会と適切な連携体制を構築し、定められた要領等を遵守して事業を実施すること。

## 5. 換金概要

### 換金回数

利用期間終了後の1回のみとします。利用期間中の換金や複数回の換金はできません。

### 換金準備

利用されたチケットの裏面に店舗名を必ず記載してください。

### 換金方法

クーポン券換金依頼書（複写式）と返送用封筒（佐川急便）をクーポン券付きチラシ等とあわせて1月下旬に各店舗に直接送付します。

店舗では利用期間終了後に実際に利用されたクーポン券の枚数を換金依頼書に記載し、利用後のクーポン券現物とあわせて返信用封筒にて事務局に送付してください。

### 換金依頼書提出期限

**令和4年3月10日（木）**までに佐川急便にクーポン券換金依頼書と利用済みクーポン券の引渡しを完了してください。

### 振込予定日

店舗からの換金依頼書及び利用済みクーポン券を事務局で確認し、一括で各店舗あてに振込する予定です。振込予定日は令和4年3月25日（金）頃としています。

### 長野市地域応援キャンペーン実行委員会 地域応援クーポン券事業事務局

〒380-0813

長野市大字鶴賀緑町1605-18-305

電話番号：026-224-5149（令和3年12月14日まで）

026-217-6900（令和3年12月15日以降）

【10時～17時（土日祝、年末年始除く）】